

★【保育園・認定こども園等】登園自粛のお願い及び利用者負担(保育料)の軽減措置のお知らせ(4月22日時点)

日頃から桜川市保育行政、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を頂きお礼申し上げます。

4月16日に茨城県に緊急事態宣言が発令されたこと並びに、特定警戒都道府県に指定されました状況を踏まえ、保育施設での過密化を避けて感染拡大を防止するため、家庭での保育が可能な保護者の皆様に、保育施設利用の自粛をお願い申し上げます。

自粛要請期間においては、利用者負担額(保育料)の軽減措置を適用します。いったんお支払いいただき、後日返還する方法か、翌月以降の利用者負担(保育料)に充当する方法等での実施を検討しております。詳細が決定次第、御案内いたします。

<自粛要請期間>

令和2年4月22日(水)から令和2年5月6日(水)まで

<利用者負担(保育料)の軽減措置の適用期間>

令和2年4月9日(木)から令和2年5月6日(水)まで

※桜川市内の小中学校の休校期間からの適用とします。

※上記の期間に欠席した場合には、理由を問わず軽減措置の対象となります。

<利用者負担額(保育料)の軽減措置の手続き>

別紙「新型コロナウイルス感染症対策による登園自粛について〔保育料軽減措置の適用申請書〕」をご利用施設にご提出ください。申請書は、市役所窓口、各保育施設からの配布を検討しております。

必要書類：新型コロナウイルス感染症対策による登園自粛について〔保育料軽減措置の適用申請書〕

提出先：ご利用している保育施設

※ご利用している保育施設に、出欠席日数を証明いただくことが必要となります。

申請は事前でも事後でも受付いたします。(例、登園自粛後の5月15日提出でも可能)

<軽減金額の算定について>

軽減金額 = 利用者負担額(保育料) ÷ 25日 × 欠席日数

※百円未満は切り捨て

※計算方法は、子ども子育て支援法施行令に定められた方法となります。

<利用者負担額(保育料)の軽減措置適用までの流れ>

※軽減措置の実施方法が現在検討中、下記は検討中の内容のため、変更となる可能性があります。

- (1)登園自粛の日数に関わらず、利用者負担額(保育料)は、いったん満額ご負担ください。(4~6月分は満額負担)
- (2)5月に、保育施設で自粛日数(欠席日数)を確認し、児童福祉課に報告する。
- (3)児童福祉課にて、自粛日数により、軽減額の算定と決定を行う。
- (4)軽減額決定後、翌月以降の保育料へ充当か、還付等の方法にて実施する。

例、4月分の利用者負担額(保育料)が45,000円の児童が、12日間登園を自粛した場合。

- (1)当面3か月間(4~6月分)の利用者負担額(保育料)は、満額負担いただく。
- (2)軽減額を45,000円÷25日×12日=21,600円と決定する
- (3)7月分の保育料へ充当するか、還付を行う。

[充当する場合]

7月分請求額23,400円=7月分の利用者負担額(保育料)45,000円-4月分減額21,600円

(重要) 次の理由から、4~6月分の3か月分の保育料等は満額負担となります。

- ・保育料を納めていただく市役所及び保育施設が、引き落とし金額を引き落とし日の2~3週間前に、銀行に連絡していたため。
- ・自粛日数の確定が翌月に行うため。(4月の自粛日数は5月に確定する)
- ・事前に自粛される日を、保育施設にご連絡いただいても、予定が変わった等の事情により登園された場合、自粛日数及び軽減額が変更となるため。

<給食費の取り扱い>

現在、各施設にて検討いただいています。決定次第、改めてご案内いたします。


以上が、4月22日時点での決定事項となります。今後も地域の状況に応じて、内容が変更となり可能性がありますので、ご了承ください。


【関係ホームページ】

HP：[【保育園・認定こども園等】新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応（4月8日時点）](#)

HP：[新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育認定の緩和措置について（こちらから）](#)

↓ 関連ダウンロード

 [保育施設利用の自粛のお願い及び利用者負担の軽減措置について](#) PDF形式/553.23KB

 [保育料軽減措置の適用申請書](#) PDF形式/246.44KB



PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。

お持ちでない方は、左のボタンをクリックして[Adobe Reader](#)をダウンロード(無料)してください。

☎ お問い合わせ

このページに関するお問い合わせは **児童福祉課** です。

岩瀬第2庁舎 1階 〒309-1292 [桜川市岩瀬64番地2](#)

【電話番号】0296-75-3156（直通）

【ファックス番号】0296-75-4690

[お問い合わせフォーム](#)